

# 「津山市地域防災計画（震災対策編、風水害等対策編）」の概要

## 1 地域防災計画とは

災害対策基本法第42条の規定に基づき、津山市防災会議が作成する計画で、津山市域に係る国、地方公共団体及びその他の公共機関が処理しなければならない防災に関する事務又は業務について定めたものである。

この計画を効果的に活用することにより、市の地域並びに地域住民の姓目、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

市防災会議は、災害対策基本法第42条の規定により、毎年検討を加え、必要があると認める場合はこれを修正することとされている。

## 2 計画の性格

この計画は、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互の緊密な連絡調整を図る上で基本的な大綱を示すものであり、その実施細目等については、関係機関が別途具体的に定めることとしている。

## 3 計画修正の考え方

この計画は、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互の緊密な連絡調整を図る上で基本的な大綱を示すものであり、その実施細目等については、関係機関が別途具体的に定めることとしている。

## 4 主な修正内容

### (1) 熊本地震を踏まえた応急対応・生活支援策検討WG報告等を踏まえた修正

被災者の生活環境の改善

- ・ 避難行動要支援者名簿の適切な管理
- ・ 避難所運営に当たり専門家等との定期的な情報交換

応急的な住まいの確保や生活復旧支援

- ・ 住家被害認定調査に関する体制の強化

物資輸送の円滑化

- ・ 輸送拠点として活動活用可能な民間事業者施設の把握

自助・共助の推進

- ・ 生活再建に向けた事前の保険・共済等の普及啓発・加入促進など

**震災対策編**...要配慮者等の安全確保計画、物資等の確保計画、避難及び避難所の設置・運営計画、防災知識の普及啓発計画等に対策を追加

**風水害等対策編**...要配慮者等の安全確保計画、緊急物資等の確保計画、防災知識の普及等の等に対策を追加

## (2) 平成28年台風10号災害を踏まえた課題と対策の在り方（報告）等を踏まえた修正

- ・ 要配慮者利用施設の非常災害に関する具体的計画の作成
- ・ 避難情報の名称変更（「避難指示（緊急）」及び「避難準備・高齢者等避難開始」）

震災対策編...自立型の防災活動の促進に対策を追加

風水害等対策編...河川防災対策、雨水出水対策、要配慮者等の安全確保計画、避難及び避難所の設置等に対策を追加

## (3) 昨冬の豪雪や岡山県災害時公衆衛生活動の強化など

- ・ 警察及び道路管理者間が連携した除雪作業等雪害対策の実施体制の強化
- ・ 岡山県災害時公衆衛生活動要綱の改正による公衆衛生活動の強化 など

震災対策編...公衆衛生活動、災害救助法の適用等に対策を追加

風水害等対策編...雪害対策、災害救助法の適用等に対策を追加